

もくじ

京都府議会 2024 年 6 月定例会

森よしはる議員の意見書案・決議案討論	1
島田けい子議員の議案討論	4
議案・意見書・請願採択結果	7
終えて談話	29

●京都府議会2024年6月定例会で、日本共産党の森よしはる議員がおこなった意見書討論、島田けい子議員が行なった議案討論の概要を紹介します。

意見書案・決議案討論

森 吉治議員（日本共産党・南区）意見書案・決議案討論 2024 年 6 月 28 日

日本共産党の森吉治です。会派を代表し、ただいま議題となっております意見書案 12 件及び、決議案 1 件のうち、自民・府民クラブ・公明 3 会派提案の「外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書」案及び「『こども誰でも通園制度』の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書」案 2 件に反対し、他の意見書案 10 件及び決議案 1 件に賛成する討論を行います。

まず、「国の権限を強化し、地方自治を踏みじみる改正地方自治法の撤回を求める意見書」案についてです。改正地方自治法は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と政府が判断すれば、閣議決定と国会への事後報告だけで地方自治体に対し「指示権」を発動することを可能にするもので、憲法が保障する地方自治の本旨を根本から否定するものです。全国知事会は「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれがある」との基本的な認識を示し必要な要請をしています。京都弁護士会は、地方と国の対等な関係を崩すこと、恣意的運用の危険をはらむこと、立法事実の存在が疑わしいことから反対を表明し、国に求められるのは、地方自治体から寄せられる多数の現場情報の収集及び整理・共有及び、これにあたる地方自治体への支援であるとして廃案を求めています。これまでのコロナ禍を経て、地方自治体の現場が一番そのことを実感しているのではないのでしょうか。改正法は DX を踏まえた対応や、地域の多様な主体の連携・協働など、地方自治に携わる者にとって極めて重大な内容にもかかわらず、短期間に議論が深まらないまま成立しました。あらためて撤回を求めるものです。

次に「企業・団体献金の全面禁止、裏金事件の全容解明を求める意見書」案についてです。野党が企業・団体献金禁止を一致して求め、追いつめていた政治改革法案は、日本維新の会が自民党と合意し衆議院で与党案に賛成したことで、政治資金パーティの抜け穴を温存し、新たに政策活動費を法律に書き込むことになりました。法成立後の毎日新聞の世論調査は、企業・団体献金の禁止について

国会で「議論続けるべき」は 68%で 7 割に迫っています。京都新聞 6 月 20 日付け社説は「与野党は改正法の検討課題を先送りすることなく、政策をゆがめる企業・団体献金の禁止をはじめ、実効性の確かな抜本改革に踏みこむべきだ」と指摘しています。裏金事件の全容を解明し、企業団体献金全面禁止の法制化に踏み込むべきです。

次に「核兵器禁止条約への参加と敵基地攻撃能力保有の中止を求める意見書」案についてです。被爆から 79 年目の夏を迎えようとしています。核兵器禁止条約は発効から 3 年が経過し、2024 年 1 月 15 日時点で、93 か国が署名、70 か国が批准し、世界の意思として広がり続けています。被爆の当事者である日本原水爆禁止被害者団体協議会は、条約 3 周年にあたり「アメリカ追従をやめ条約に加わるのが日本の責務です」とあらためて強調しました。唯一の被爆国の果たす役割が求められています。しかし、岸田政権は 4 月の日米共同声明で自衛隊と米軍の指揮統制のかつてない連携強化など、日本の主権にもかかわる日米安保条約の事実上の改悪を行い、アメリカのミサイル防衛に自衛隊を組み込む戦争への準備に具体的に踏み出しています。京都でも自衛隊祝園分屯地の火薬庫増設、舞鶴基地への最新鋭ステルス護衛艦配備、イージズ艦へのトマホークミサイルの搭載はじめ、他の自衛隊駐屯地も含めて周辺地域を監視し、反撃をうけ戦場になることも想定した基地強化の計画は、府民を危険にさらすものであり許されません。

次に「健康保険証の廃止の撤回を求める意見書」案についてです。政府は本年 12 月 2 日をもって、健康保険証を廃止することを決定し、「マイナ保険証」への移行を強行しようとしています。最近では 6 月 18 日に開催された犯罪対策閣僚会議で、携帯電話の契約時にマイナンバーカードの IC チップ情報読み取りの「原則」義務化を打ち出すなど、12 月まで半年に迫り、何が何でも保険証を廃止し「マイナ保険証」を国民に押し付けることに、国民の不安と怒りが広がっています。「マイナ保険証」との一本化はやめ、従来どおり国民に健康保険証を交付すべきです。

次に、「ケア労働者の処遇改善と、訪問介護サービスの基本報酬引下げ撤回・介護報酬引上げ等を求める意見書」案についてです。来年 2025 年には 800 万人を超える団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になり要介護者が増え、経済産業省は 2030 年には働きながら介護するビジネスケアラーが 318 万人になるとの予測を明らかにしています。医療・介護の基盤の強化が待たないで急がれています。しかし、今その現場では退職者が急増し、入職者が減少する事態が全国で広がっています。背景には過酷な労働実態に見合わない低賃金があることは明らかで、今春闘での京都での平均賃上げ率 5.85%に対し、政府が報酬改定に盛り込んだ 2024 年度 2.5%、25 年度 2.0%アップの財源措置では、格差は広がり人材確保をさらに困難にするもので、京都府が政府に要望しているように介護報酬とは別に措置を講じ、政策的に引き上げることが必要です。さらに今改定で報酬が引き下げられた訪問介護事業所は、この 5 年間では全国で 8648 事業所、京都で 143 事業所が倒産・廃止を余儀なくされており、事態は深刻です。「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」「親を利用料が高い介護施設に入所させざるを得なくなった。18 万円の給料で 10 万円の負担はきつい」などの声が寄せられています。このままでは、高齢化社会を支える在宅介護の基盤が壊滅的な打撃を受けることになります。

次に「大阪・関西万博の中止を求める意見書」案と「大阪・関西万博への子どもの動員の中止を求める決議」案についてです。カジノを含む IR 整備を出口にした万博関連のインフラ整備は約 9.7 兆円に上り、会場に直接関係するものが 8390 億円、加えて運営費に新たに 77 億円負担する見通しになっていることも明らかになりました。この間メタンガス爆発事故が発生し、労働安全衛生基準を超過した検知が 76 回に及ぶなどあまりに無謀で、物価高騰などで国民の暮らしの危機がすすむ不透明

な税金の使い方が明らかになっています。安全性を確保できない万博に子ども達を教育の一環として参加させることは極めて無責任です。万博も子ども達の動員も中止すべきです。

次に「北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書」案についてです。環境影響評価の手続きを経ず、事業認可がないのに脱法的にすすめられた国土交通省の地下水調査で、地下水の影響が想定を超していることが明らかになっています。事業費も4兆円を超す試算もあります。延伸計画は中止すべきです。

次に「消費税減税とインボイス制度廃止を求める意見書」案についてです。一度限りの定額減税はその手続きの複雑さもあり、減税するなら消費税の声が広がっています。世界で消費税減税に踏み切った国は115か国に広がり多数の流れになっています。消費税による税収は過去最高になっており、過去最高の内部留保を蓄積している大企業に応分の負担を求め消費税を減税し、事実上の消費税増税であるインボイスを廃止することを求めます。

次に維新国民会派提案の「実効性ある抜本的なカスタマーハラスメント対策を求める意見書」案についてです。賛成するものですが、あらゆるハラスメントを根絶するためのとりくみと法整備が急がれます。

次に自民党・公明・府民クラブ3党派提案の「外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書」案についてです。日本国憲法は土地や建物を所有する権利を保障しており、その基本的な権利を「安全保障」の名で制限することは極めて問題です。しかも、本府においては、平成30年9月1日から「京都府森林水源地域の保全等に関する条例」が施行され、水源の保全とそのため権利移転等の契約の事前届出が必要となり、知事は契約の届出者に対し、水源かん養機能を維持するために必要な助言を行うことができるなど、一定の歯止めをかける努力が積み重ねられてきており、あまりに拙速なため反対です。

次に「『こども誰でも通園制度』の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書」案についてです。「こども誰でも通園制度」はすべての子ども達の保育を受ける権利を保障するという公的責任を後退させ、子どもと保育現場に大きな負担をかけるもので反対です。

次に「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書」案についてです。令和4年12月議会において全会一致で可決・採択された意見書にあるとおり、加齢性難聴者の補聴器購入について新たな公的支援制度の創設など、踏み込んだ拡充が求められます。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

日本共産党の島田けい子です。党府会議員団を代表して、ただいま議題となっている、議案11件のうち、令和6年度京都府一般会計補正予算（第一号）ほか9件に賛成し、第2号議案「文化が活きる京都の推進に関する条例制定の件」、第4号議案「京都府府税条例等一部改正の件」に反対する討論を行います。

第2号議案「文化が活きる京都の推進に関する条例制定の件」についてです。この条例の根拠となる2001年制定の「文化芸術振興基本法」はその後、全会一致で、「表現の自由」が明記をされています。

今回、廃止しようとする2018年度策定の「京都府文化力による未来づくり条例」の審議の際にもこの重要な理念を明記すべきと指摘をしました。今回の条例にも、明記がありません。これが反対の第一の理由です。

第二の理由は、条例前文には「企業活動を含めて、府民の多様な文化的経済的諸活動に京都の文化を生かしていくとあり、文化を経済的利益追求の道具として利用しようとしている点です。審議会では委員から「儲かる分野の芸術のみが「推し」とされた30年間の日本の文化政策は失敗であり、文化政策の根本的転換が必要」との意見も出されておりました。また、今回、条例案は理念条例にとどめて、施策の体系を入れない形をとっています。具体の基本方針や計画、施策について白紙委任をすることは問題です。

第三に、基本的施策や条例には対象とするものが明記されておらず、文化芸術を創造し、享受する立場の幅広い府民の意見が反映されていないためです。ホームページでは、審議会の概要が報告されていますが、会議資料などは掲載されておられません。パブリックコメントの府民意見は2人にとどまっていることから明らかです。

第四に、廃止される未来づくり条例及び、基本計画の総括が十分なされておられません。コロナ対応のいくつかの補助金、芸術家団体への補助は縮小廃止されたり、子ども文化会館の突然の廃止、文芸会館など府立文化芸術施設整備事業費が年々削減されていることは問題です。必要な予算を確保し、府民利用の文化芸術施設の改善を求めます。

第4号議案「京都府府税条例等一部改正の件」については、地方税法等の一部改正に伴うもので、外形標準課税の適用対象について、一定の基準を追加し、資本金1億円以下の中小企業にも拡大しようとするものです。

政府は、資本金の減資等への対応、すなわち「税逃れ対策」だとしていますが、そもそも外形標準課税とは、資本金や従業員給与などにまで課税するしくみであり、日本商工会議所は、賃金への課税は賃上げに逆行し、赤字法人への増税などの影響は甚大であるとして適用拡大へ反対意見をあげています。

京都では、とりわけ中小企業が多く、物価高騰やコロナ禍の融資返済などに苦しんでいる事業者が多いなか、その上、「資本金の減資対策」と言うものの、京都の実態については「把握できていない」と答弁された通り、実態も踏まえないまま、課税対象の拡大を進めることは、大きな影響が懸念されます。

この間、政府と財界は、大企業の法人税を減税し、法人事業税については、外形基準を設けて所得への課税を軽減し、そのうえ、一貫して狙ってきた外形標準課税の対象拡大に、今回、踏み出すこ

とは重大です。税制のあり方とは本来、応能負担原則であり、外形標準課税とその拡大は、これに逆行するものであり、よって、4号議案には反対です。

次に、1号議案「令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）」に賛成するものですが、いくつかの事業には問題があります。

まず、歳入部分についてですが、一般財源部分の全額について、25年ぶりに5億2100万円の積み残しを行った財政調整基金を取り崩して充てるということとなっております。これまで本府は、財政調整基金の取り扱いについて、「府民サービスの向上のため」と説明をしてきました。ところが、今回取り崩して充当する一般財源部分のほとんどが、大阪・関西万博関連経費となっており、「府民サービスの向上」とはかけ離れたものとなっております。さらに、府民生活や地域経済は異常な物価高、資材高騰などの中で、深刻さを増しており、こうした財政調整基金の取り扱いは到底認められません。

補正予算総額37億5100万円のうち、35億円余は土砂災害の被害防止軽減、歩行者の安全確保、第一次緊急輸送道路の耐震化、街づくりの都市機能の向上、そのほか地域医師確保対策や脱炭素行動促進事業など、必要な予算であり賛成するものですが、問題だと思うのが、大阪・関西万博開催に向けた取り組みです。

大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費、2千万円、債務負担行為6000万円、計8000万円について、会期全体を通じて日替わりで発信事業を行う京都ブースに加えて、関西パビリオン多目的エリアにおいて、府県が入れ替えでイベントを行うものです。わずか2週間に8000万円のべらぼうな税金投入は府民の生活実感からも到底認められません。

また、けいはんな次世代技術基盤整備事業費は、けいはんな万博や万博終了後におけるロボットの遠隔操作、自動運転等の持続可能な環境整備の構築に向けて、精華大通りで通信環境や安全性を向上させる設備を整備するものですが、万博がなくても必要なら当初予算で整備すべきです。あきらかに、万博の機運醸成のための事業であり、今必要な事業ではありません。

次に、向日町競輪場周辺地域まちづくり協同検討費100万円にかかわって要望します。とん挫した北山エリアの整備計画の進め方で学んだ教訓を踏まえ、住民本位でまちづくりと一体に進めることを強く要望するものです。

6月9日の住民説明会には私も参加をさせていただきましたが、参加者から「今回の説明会の前に、もう5月には事業者の公募が始まっている。京都府や向日市の考え方に疑念を持っている。北山エリアの検討状況と比べても市民の意見が軽んじられている」との声が出されておりました。市民の多くがアリーナ建設に伴う交通渋滞のさらなる悪化、通学路の安全対策、緊急車両の通行問題、騒音の問題、住環境など率直な意見が出されておりました。

長年のまちづくりの課題である府道の拡幅整備が本計画実施の大前提であり、具体的に計画策定およびテナポ等について、周辺自治体や住民も含め広く示され、合意されること。市民からの切実な要望について、事業者まかせにせず、京都府の責任において、計画にどのように盛り込むのかについて示すこと。そのためにも、緊急に説明会を再度行うこと。また、市民が自由に参加できるようワークショップ形式等の意見聴取手法も取り入れた丁寧な議論を積み重ねること。競輪場等の解体等、工事にあたり、市民への丁寧な説明と対応を行うこと。これらの事項が満たされることのないまま、本計画を推進しアリーナ建設ありきで進めることがなきよう強く求めるものです。

最後に 地域医療人材確保加速化事業費3400万円についてです。北部医療センターにおける地域医療のあり方を検討する講座開設支援と研究員として小児科医6名を確保する事業であります。来年

度にも継続していただくことをはじめ、府内各地域で医師不足が深刻であります。各地での常勤医師の確保と地域医療の拡充へ府の責務を果たされ、住民の命と健康を守っていただきますよう強く要望をしておきます。

最後に一言申し上げます。昨年12月、沖縄県内で、16歳未満の少女を誘拐し、自宅に連れ込み、同意なくわいせつ行為をしたとして、那覇地検がわいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、在沖縄米空軍兵長を起訴していたことが報じられております。少女の人権と尊厳をふみにじる卑劣な蛮行に満身の怒りを込めて抗議するものです。日本共産党沖縄県議団の申し入れの際、外務省沖縄事務所は、事件発生の直後に事件を把握していたことを認めました。事件発生から、今月25日に至るまで6カ月も隠ぺいし、沖縄県にも県民にも一切明らかにされていません。この6カ月の間は、岸田政権による名護市辺野古の米軍基地建設のための「代執行」やエマニュエル駐日大使が石垣島や与那国島を訪問し、米軍の抑止力の重要性を強調、今月16日には沖縄県議選も実施されており、日米両政府が共謀して事件隠ぺいを図ったのではないかとの疑念がぬぐえません。国民の命と安全に関わる問題であるにもかかわらず、日米安保体制の維持を最優先にし、事実を隠蔽しようとする姿勢は断じて容認できません。沖縄県警によりますと、沖縄が本土に復帰した1972年から2022年までの50年間で、米軍関係者による刑法犯の摘発件数は6163件、うち凶悪犯は584件に上ります。政府は県民の人権蹂躪の根源である米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の抜本改正に正面から取り組むべきです。以上で討論をおわります。

2024年6月議会 議案議決結果（党議員団が反対した議案を掲載）

議案番号	件名	議決日時	議決結果	賛否の状況					
				共産	自民	維国	府民	公明	京好
第2号	文化が活きる京都の推進に関する条例制定の件	6月28日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第4号	京都府府税条例等一部改正の件	6月28日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第12号	副知事の選任について同意を求める件	6月28日	同意	×	○	○	○	○	○

請願審査

受理年月日	件名	審査結果	紹介会派
6月10日	ケア労働者の持続的な賃上げと人員確保の保障を国に求める意見書提出に関する請願	不採択	日本共産党
6月13日	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることに関する請願	不採択	日本共産党
6月10日	馬場橋の人道橋設置に関する請願	不採択	日本共産党

意見書案・決議案

意見書案番号	件名	議決月日	議決結果	賛否の状況					
				共産	自民	維国	府民	公明	京好
第1号	外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書	6月28日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第2号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書	6月28日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第3号	「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書	6月28日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第4号	実効性ある抜本的なカスタマーハラスメント対策を求める意見書	6月28日	否決	○	×	○	×	×	×
第5号	国の権限を強化し地方自治を踏みにじる改正地方自治法の撤回を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第6号	企業・団体献金の全面禁止、裏金事件の全容解明を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第7号	核兵器禁止条約に参加し、「敵基地攻撃能力」保有等を中止することを求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第8号	「健康保険証廃止」の撤回を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第9号	ケア労働者の処遇改善、訪問介護サービスの基本報酬引下げ撤回、介護報酬引上げ等を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第10号	北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸計画の中止を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第11号	大阪・関西万博の中止を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
第12号	消費税減税とインボイス制度廃止を求める意見書	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×
決議案番号	件名	議決日時	議決結果	賛否の状況					
第1号	大阪・関西万博への子どもの動員の中止を求める決議	6月28日	否決	○	×	×	×	×	×

外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書

近年、全国各地で外国の法人又は個人（以下「外国法人等」という。）による土地の取得が進んでいる。沖縄県では大きな無人島の土地が、宮崎県では東京ドーム 150 個分の土地が外国法人等に購入される事態が起こっており、また、北海道をはじめとする全国各地において水源地である山林の買収が進んでいる。さらには土地以外の不動産の取得も増加しており、不動産全体の価格が異常なほど高騰することで、若い世代を中心に日本人が住宅を購入できず、人口流出に拍車がかかっている。また、外国の警察組織が日本国内の住宅等に活動拠点を設け、我が国の主権を侵害するような活動を行う事例も見られるようになった。

令和 4 年、重要土地等調査法が施行されたが、この法律の対象は重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、対象区域外の住宅地、農地、マンションなどは含まれていないため、今後こうした不動産が外国法人等により取得され、我が国の主権が脅かされるおそれもあり、安全保障上も重大な問題に発展しかねない。

また、我が国は、外国法人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の GATS を批准しているため、国内外において差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていない。しかしながら、GATS 締約国においても、安全保障の観点から、外国法人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することや例外規定を援用することにより、自国の国内法で外国法人等の土地取得を制限することができている国もある。一方で、RCEP においては外国人土地法を根拠に「日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。」との留保条項を盛り込んだが、同法は戦前の古い法律であるため規制対象を定めることができていないなどの課題がある。

よって、国におかれては、外国法人等による土地の取得及び利用を制限するため、GATS 締約国と協議を進めるとともに外国人土地法を改正するなど、必要な法整備に早急に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額	賀	福	志	郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久		殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄		殿
法務大臣	小	泉	龍	司		殿
外務大臣	上	川	陽	子		殿
農林水産大臣	坂	本	哲	志		殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫		殿
内閣官房長官	林		芳	正		殿

京都府議会議長 石田 宗久

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

日本の難聴者は現在約 1,300 万人とも推測されており、高齢化などの進展に伴って今後更に増加するものと見込まれている。高齢者にとっての悩みの一つとされているのが「聞こえづらさ」、いわゆる加齢性難聴である。難聴は認知症の危険因子の一つとされていることに加え、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立することも懸念される。

これまで難聴対策としては、補聴器の使用が知られており、一般的に収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」と、様々な原因で外耳道が閉鎖している方に向けた骨導聴力を活用する「骨導補聴器」の 2 種類が用いられてきた。近年には、これらに加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となってきた。

については、国におかれては、このように様々な難聴者に適応できる聴覚補助機器等の選択肢が広がってきたことから、我が国の更なる高齢化に備え、認知症を予防するとともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用の促進に取り組みられるよう強く求める。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、合理的配慮の一環として、行政等の公的窓口などへの、聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場を創設するなど、補聴器を含む聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長 額 賀 福 志 郎 殿
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
厚生労働大臣	武	見	敬	三	殿
内閣官房長官	林	芳	正		殿
共生社会担当大臣	加	藤	鮎	子	殿

京都府議会議長 石田 宗久

「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭が「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えることのないよう、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

本制度は、令和 7 年度に法制度化し、令和 8 年度には全自治体で実施することとなっており、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら制度設計を行うため、令和 5 年度から各地で試行的な事業が行われている。

また、京都府においても、子どもだけでなく親の通園も受け入れ、「子育てち」、「親育ち」を支援する全国初の「親子誰でも通園」をモデル的に実施しているところである。

については、国におかれては、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立を推進するため、以下の事項についての特段の取組を行うよう求める。

- 1 試行的事業の職員配置や設備基準は認可保育所並みの水準となっているが、実施事業所が不足している地域においては、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は 10 時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、そのニーズにバラつきが生じることが想定されることから、それぞれの需要に対応できる利用時間の在り方について検討すること。
- 3 障がい児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験を得る機会や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障がい児や医療的ケア児の受入れを認めること。
- 4 こども誰でも通園制度のオプションとして、親も一緒に通園し、親同士の仲間づくり支援や育児相談対応など、親への支援機能を付加する事業者にも財政的措置を講じることも含め、こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、その制度設計については、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるようなものとする。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

衆議院議長 額 賀 福 志 郎 殿
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
財務大臣 鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣 盛 山 正 仁 殿
厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿
内閣官房長官 林 芳 正 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策）
加 藤 鮎 子 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

実効性ある抜本的なカスタマーハラスメント対策を求める意見書

近年、官民を問わずあらゆる職場で、労働者が顧客等からの人格や尊厳を侵害する言動により、身体的・精神的苦痛を受けるカスタマーハラスメントが社会的に喫の問題となっている。カスタマーハラスメントは、労働者の健康や就業環境を悪化させるだけでなく、業務効率を低下させ、休職や退職に至る事態も引き起こしており、人手不足に悩む多くの事業者に対しても深刻な影響を与えている。

これまで国は、令和 2 年に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」で事業主はカスタマーハラスメントに関して相談に応じ適切に対応するための体制整備等を行うことが望ましい旨を示すとともに、令和 4 年には「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や啓発ポスターを作成するなど、一定の対策を進めてきた。

しかし、国の対策に基づいてマニュアル作成や相談体制の整備など具体的な対策を講じている事業者は少数にとどまっていると見られる。また、マスコミ報道等によりカスタマーハラスメントの問題が広く知れ渡るようになってきたとはいえ、その被害を訴える労働者が後を絶たないのが実情である。それらを踏まえれば、国の現状の対策はカスタマーハラスメントを防止する実効性に欠けると指摘せざるを得ない。

国は令和 6 年 2 月から「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」においてカスタマーハラスメント対策を検討事項とした議論を開始したところである。

については、労働者の安全と健康を確保し、事業者の円滑な事業運営を通じ、持続的で安定的な地域社会を実現するため、国として以下のとおり実効性ある抜本的なカスタマーハラスメント対策を講じるよう求める。

- 1 カスタマーハラスメントの防止等に関する法律を制定すること。
- 2 禁止される行為の具体的な例などを業種ごとにガイドライン等で示し、現場の状況に応じたカスタマーハラスメント対策の取組を後押しすること。
- 3 倫理的な消費行動を促すための啓発・教育活動を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額	賀	福	志	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
法務大臣	小	泉	龍	司	殿
厚生労働大臣	武	見	敬	三	殿
内閣官房長官	林	正	芳		殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

自見はなこ 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

国の権限を強化し地方自治を踏みにじる改正地方自治法の
撤回を求める意見書

岸田政権が反対の声を押し切って強行可決した改正地方自治法は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と政府が判断すれば、閣議決定だけで地方自治体に対して「指示権」を発動することを可能とするものである。大規模災害や新型コロナ感染症が対象となる事態の例示として挙げられているものの、日本弁護士連合会や専門家から指摘されているように、その範囲は極めて曖昧で、判断は全て政府にゆだねられることとなり、国会にも諮らず恣意的な運用が行われる危険がある。さらに、指示権の範囲は住民の利益を守る仕事である「自治事務」にまで及ぶなど、地方自治を否定し自治体を国に従属する立場に置くものとなっている。日本国憲法第 92 条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」とされており、今回の改正は、憲法をも踏みにじるものであり、到底認められない。

さらに、現行の有事法制でも一定制限されている国の強制力の行使について、例えば自衛隊のための進行路確保や施設・住戸の防護措置、自治体職員の配置などを一方的に指示することが可能であることが、国会審議を通じても明らかになったように、今回の改正は安保 3 文書に基づく「戦争する国づくり」のために、地方自治を破壊する狙いがある。

については、国におかれては、国の権限を強化し地方自治を踏みにじる改正地方自治法を直ちに撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
外務大臣	上	川	陽子	殿
防衛大臣	木	原	稔	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議員 石田宗久

企業・団体献金の全面禁止、裏金事件の全容解明を求める意見書

自民党裏金事件に対する国民的な怒りと批判が広がる中、通常国会では、事件の真相解明は全く行われず、改定政治資金規正法は自民、公明、維新の「修正合意」により衆議院を通過し、参議院では与党が一方向的に審議を打ち切り、自民案が強行成立された。こうした与党のやり方は国民の政治不信を一層広げ、世論調査では岸田首相の裏金事件への対応について「評価しない」、改定法について「再発防止に効果がない」との回答がそれぞれ 8 割にも上っている。

強行成立された改定法の最大の問題は、企業・団体献金の禁止に一切手をつけずに温存していることである。見返りを求める企業・団体から与党などへの巨額の献金により、大企業減税と消費税増税、大型開発や原発推進、社会保障費削減、非正規雇用拡大が進められるなど政治がゆがめられてきており、企業・団体献金の全面禁止こそ必要不可欠である。にもかかわらず、政治資金パーティーという企業・団体献金の「抜け道」は、公開基準を引き下げただけで、複数回の開催や小分け購入などすれば従来と変わらず非公開のままとすることが可能となっている。

また、政党本部から党幹部に渡されてきた「政策活動費」を合法化し、温存したことは、重大な改悪である。用途の公開は 10 年後とされ、政治資金を「国民の不断の監視と批判の下におく」との規正法の理念にも真っ向から反するものである。政党から政治家個人への政治活動に関する寄付の禁止が必要である。

さらに、収支報告書の要旨の作成・公開義務の規定が削除され、過去の「政治とカネ」の問題を隠蔽し、追及を逃れる改悪が盛り込まれたことは重大な問題である。

については、国におかれては、企業・団体献金の全面禁止を法制化し、自民党裏金事件の全容解明を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

核兵器禁止条約に参加し、「敵基地攻撃能力」保有等を中止することを求める意見書

被爆者の長年の闘いや、日本における原水爆禁止運動の積み重ねが国際世論を動かし、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が発効した。それより 3 年半が経過し、核保有国の妨害を乗り越え署名国は 93 개국、批准国は 70 개국に到達している。一方で、ウクライナ戦争でのロシアによる核使用の威嚇や、ガザ攻撃を続けるイスラエルによる核使用発言がいまだになされており、人類は核兵器をなくしてこそ初めて核戦争の危機を全面回避できることが改めて明らかとなっている。

しかし、アメリカなどの核大国は「核抑止」を掲げ、日本政府はアメリカの「核の傘」の下で核兵器禁止条約にも被爆者の願いにも背き続けている。これに対し、「日本政府に核兵器禁止条約に署名・参加を求める」署名は累計 114 万人超となっている。唯一の戦争被爆国である日本政府はこの声に応えるべきである。

本年 4 月の日米首脳会談と日米共同声明には、自衛隊と米軍の指揮統制のかつてない連携強化など、日本の主権にも関わるような日米安保条約を大改悪する内容が盛り込まれており、「戦争国家づくり」への道へ踏み込む重大な問題である。

既に、政府による大軍拡や「敵基地攻撃能力」保有等が府域でも具体化され、自衛隊舞鶴基地において最新鋭のステルス護衛艦の配備、イージス艦へのトマホークミサイルの搭載、弾薬庫 3 棟の整備、舞鶴総監部の地下化などが計画されている。自衛隊祝園分屯地では、精華町が防衛省と交わした「現施設による貯蔵能力以上は貯蔵しない」等の確認書に背き、陸海共用で「一二式地对艦誘導弾能力向上型」ミサイルなどの備蓄を想定して、現在 10 棟ある火薬庫の 8 棟増設を計画している。他の自衛隊でも基地強靱化などを進めており、このような周辺が戦場になることを想定した計画は、府民を危険にさらすものであり、許されるものではない。

については、政府におかれては、以下のことに取り組まれるよう求める。

- 1 核兵器禁止条約に一刻も早く署名・批准し、参加すること。条約に基づく被爆者支援などの取組を国際社会と協力し推進すること。核兵器禁止から廃絶へ国際社会が進むよう、被爆国政府としての役割を發揮すること。
- 2 自衛隊と米軍の指揮統制の強化など日米一体となった「戦争国家づくり」、全国と京都での「敵基地攻撃能力」保有や、自衛隊基地の強靱化などの計画を中止すること。
- 3 憲法第 9 条に基づく外交と対話により、東アジアの平和構築へ役割を發揮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿

総務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

松
上
木
林

本
川
原

剛
陽
芳

明
子
稔
正

殿
殿
殿
殿

京都府議会議長

石 田 宗 久

「健康保険証廃止」の撤回を求める意見書

昨年12月、政府は本年12月2日をもって、健康保険証を廃止することを決定した。

これにより健康保険証の新規発行をやめ、本来取得が任意であるはずのマイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」への移行を強行しようとしている。

そもそもマイナンバー制度は、医療、年金、介護など「行政サービス」の全てと、個人の金融口座、資産をひも付けて、国が管理することによって、国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民に徴税強化・給付削減を押しつけ、国の財政負担及び大企業の税・保険料負担の削減を狙うものである。その上、「健康保険証廃止」は、いつでも、誰でも、どこでも同じ水準の医療にアクセスできるという国民皆保険制度の根幹をゆがめるものである。しかも、マイナ保険証では、能登半島地震でも露呈したとおり、非常時や中山間地等でのマイナポータルや資格確認書へのアクセスが困難であることから、「健康保険証廃止」は国民に対しその受療権を蔑ろにし、自己責任を押し付けるものである。

現在、マイナ保険証の利用率は7.73%（2024年5月）にとどまっている。その原因として河野担当大臣は、「医療機関で『保険証を』という声かけになってしまうのがネックになってしまっている」と発言した。これは、マイナ保険証の利用が進まない原因が、マイナンバーカードへの不安や、マイナ保険証を強引に推進することによって起こっている様々なトラブルに対する不信であるにもかかわらず、「マイナ保険証」を窓口で案内しない病院や薬局に責任転嫁するものである。

その上、厚生労働省は医療機関向けに窓口での声かけの「台本」（トークスクリプト）まで用意し、最初に「マイナンバーカードをお持ちでしょうか？」と声をかけるように促し、さらには台本どおりの声かけを徹底するため、医療機関への支援金の支給条件の一つにまでしている。しかも、マイナ保険証の利用者を一定以上増やした医療機関に支給する一時金を倍増して、最大40万円とする方針まで示した。

これらは、国がなにがなんでも健康保険証を廃止し、マイナ保険証を国民に押しつける以外の何物でもない。

ついては、国におかれては、本年12月2日の「健康保険証廃止」を撤回し、従来どおり交付するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についても撤回することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿

厚生労働大臣
内閣官房長官

武 見 敬 三 殿
林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

ケア労働者の処遇改善、訪問介護サービスの基本報酬引下げ撤回、介護報酬引上げ等を求める意見書

国は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準は低い状況にあるとして、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬等の改定に、賃上げ財源に特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、国が報酬改定に盛り込んだという「2024年度に2.5%、25年度に2.0%ベースアップ」を実現するための財源は、実際には掲げた目標を実現するのに不十分で、また、2024年春闘において他産業で5%以上の賃上げが実現する中、政府の目標自体がそもそも低すぎるためケア労働者の賃金水準は、全産業平均から大きく下回る状態を改善するに至っていない。

いま、医療・介護現場では退職者が急増し、入職者が減少する事態が全国で広がっており、その背景には過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金がある。コロナ禍で経験したような、入院が必要な患者を受け入れられない、あるいは、介護サービスが利用できない等の「医療崩壊」、「介護崩壊」を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任において実行する必要がある。

物価高騰による生活悪化が続く中、労働実態に見合う賃金水準を実現していかなければ、患者・利用者の安心・安全を保障する人員を医療・介護現場に確保し、地域の貴重な医療・介護資源を守ることがますます困難になる。

しかも、人材不足が深刻な訪問介護事業所について、令和6年度介護報酬改定で、訪問介護費の基本報酬引下げが行われたことにより、訪問介護事業所の倒産が一層広がる懸念があり、それにより、在宅介護が崩壊する危険性がある。

。 ついては国におかれては、緊急に以下の項目を実行することを求める。

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者について賃上げと人員確保につながるよう、国の責任で全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 2 物価高騰や人件費増を継続的・安定的に賄えるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げるとともに、それに伴い増加する患者・利用者負担に対し軽減措置を講じること。
- 3 訪問介護サービスの基本報酬の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

尾岸松鈴
武林

辻田本見

秀文剛俊敬芳

久雄明一三正

殿
殿
殿
殿
殿

京都府議会議長 石田宗久

北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸計画の中止を求める意見書

北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸計画について、「小浜ルート」は完全に行き詰まっている状況にある。

鉄道運輸機構は、環境影響評価も終了せずに、6月19日「令和5年度北陸新幹線事業推進調査」の実施結果を発表したが、これはそもそも脱法的である。同調査の地質関係調査では、重金属含有率は対策土の30%と推定された。この処理だけでも膨大な費用がかかるうえ処分場もない。また、京都市内の新幹線建設による地下水への影響について「京都駅や伏見酒造エリアまで到達している可能性がある」としている。さらに、京都駅、新大阪駅の建設は工期・事業費の影響が懸念される課題が多数存在し、難工事になるとした。こうした中、6月20日には石川県議会で「米原ルート」の再考を求める決議が上った。

2016年、国土交通省は建設費を2兆1,000億円と試算したが、物価高騰により資材費や人件費が高騰しており、4兆円を超えるのではないかとも言われ、また、予想もつかない残土処理や大量の湧き水、地盤沈下等に対し、京都府民の理解は到底得られない。

にもかかわらず、与党PTが令和7年度の着工を求めていることは全く道理がない。

については、国におかれては、北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸計画を中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
経済産業大臣	齋	藤	健	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄夫	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議員 石田宗久

大阪・関西万博の中止を求める意見書

昨年末の政府発表によれば、万博関連のインフラ整備費は約 9.7 兆円に上り、うち万博会場に直接関係するものが計 8,390 億円に及んでいる。これらインフラ整備費とは別に会場建設費など万博に直接資する国費負担は計 1,647 億円で、さらに機運を高めるためのイベント費用なども加わる見通しである。夢洲へのカジノ誘致と一体のこうした多額の税金投入は、物価高騰などの下で生活に困っている国民の理解を得られるものでない。

本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の被災者が生活の苦難を抱えている中で、万博を中止して人材と財政を集中し、被災地の復旧復興に全力を挙げるべきとの国民の声が広がっている。

また、万博の開催期間中に災害が発生した場合、帰宅困難者が最大で 15 万人に上り、会場からの避難が完了するまでに最長で 3 日かかる想定が立てられていることが明らかになり、開催を強行することが無理であることがわかった。

大阪・関西万博の会場となる夢洲の建設現場で、本年 3 月 28 日にガス爆発事故が発生した。博覧会協会はその後の検証として 6 月 24 日、4 月～5 月のメタンガスなど検出データを公表した。これによると、メタンガスは労働安全衛生規則の基準（30%LEL）を超過した検知は万博会場で 76 回におよび、地下ピットでも基準超過が検知された。また、一酸化炭素について労働安全衛生規則を超過した検知が 1000 回以上、硫化水素で 200 回以上、二酸化炭素で 20 回以上検知された。こうした危険で異臭のする会場での建設工事や万博開催が無理であることは明らかである。

また、各国のパビリオン建設が間に合わない見込みであり、そのため日本側が建設を代行する簡易型の「タイプ X」への移行を求めているが想定どおりに進んでおらず、加えて、万博協会が最大 77 億円負担する見通しになっていると報じられている。

このように、会場が危険であること、経費膨張による多額の国民負担や各国のパビリオン建設の撤退や遅れなどが次々と明らかになり、万博の開催についてはますます矛盾が深まっている。

については、政府におかれては、大阪・関西万博を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
経済産業大臣	齋	藤	健	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄夫	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

国際博覧会担当大臣

自 見 はなこ 殿

京都府議会議長

石 田 宗 久

消費税減税とインボイス制度廃止を求める意見書

本年 6 月から実施された「定額減税」は、1 人 4 万円を 1 回だけ減税するというものであり、生活に欠かせないあらゆるものの値段が上がり続け、これから電気やガス代も大幅に値上げされるという状況において、「国民の暮らしの深刻な実態をわかっているのか」という声が広がっている。共同通信の最新の世論調査では 69.6% が「家計支援に有効でない」と回答しており、専門家も「物価高の逆風を打ち消すほどの影響力はない」と言っている。しかも減税を実感させるために、国が無理やり給与明細に明記するよう義務付けたことで、事務作業は煩雑化し、企業や自治体に大きな負担を強いることとなっている。

物価高を抑えるもっとも効果的な対策は、消費税の減税である。消費税が 5% から 10% になって、国民一人あたり年間 10 万円の増税となった。消費税を元の 5% に戻せば、国民 1 人あたり年間 10 万円の減税、4 人家族なら 40 万円の減税になり、しかも、一回きりでなく毎年減税が続くので、この減税分は消費に回ることとなり、景気も良くなり経済の好循環が生まれる。今こそ、過去最高の内部留保を貯め込むなど、大もうけを上げている大企業や富裕層に応分の負担を求め、消費税を減税すべきである。

また、昨年 10 月から実施されたインボイス制度が、小規模事業者やフリーランスを苦しめている。「ストップ！インボイス」の皆さんが行った実態調査では、インボイス登録者の 6 割が消費税を負担に感じており、事業への影響を危惧されている。物価高と、事実上の消費税増税となるインボイス制度の導入で、多くの中小事業者が廃業の危機に陥っている。

については、国におかれては、物価高から国民の暮らしと中小業者の営業を支援するために、消費税減税とインボイス制度の廃止を行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	齋 藤 健 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

大阪・関西万博への子どもの動員の中止を求める決議

2025年4月13日から10月13日に開催予定の大阪・関西万博は、夢洲へのカジノ誘致と一体に税金を投入することに反対の声が多く寄せられており、経費膨張による多額の国民負担や各国のパビリオン建設の撤退、遅れなども次々明らかになり、矛盾が深まっている。本年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの被災者が生活の苦難を抱えている中で、被災地の復旧復興に全力を挙げるためにも万博は直ちに中止するべきである。

万博成功のために来場者目標である2,820万人の達成を狙って、近畿各府県が学校行事を利用しようとしている。京都府も2024年度当初予算で府内全ての小学校、中学校、高校、支援学校の児童・生徒約25万人を対象に1人1回参加できるチケット代として3億3,400万円を計上した。保護者の懸念や京都府教職員組合の申し入れも受けて知事は、「万博に子どもの参加を強制するものではない」と述べ、京都府教育委員会も「万博参加は各学校で判断することとしている」と発言した。ところが、教育委員会は「万博は世界的な展覧会であり、一生に一度の貴重な体験となることであり、万博参加を推奨するものである」としている。

万博開催まで1年を切っている今、パビリオンの建設の遅れでどんなパビリオンになるかも確実でない状況のなか、見学内容の選定も下見もできない状況であり、学校行事として位置付けるにはあまりにも無責任である。

その上、安全上も重大な問題が明らかになっている。本年3月28日に万博会場である夢洲でメタンガスによる大規模な爆発事故が発生したが、原因は、下水汚泥が埋められて可燃性ガスが常に発生している廃棄物最終処分場を会場予定地としたことにある。また、夢洲は軟弱地盤で災害に弱いうえに、アクセスルートは夢洲大橋と夢咲トンネルの2つしかなく、万博開催時は大変な混雑が予想されるうえ、災害時は避難が困難である。さらに2,000名収容の予約制団体休息所以外に屋根のある休息所はなく、バスなどの乗降場から入場口までの1kmほどを、約30分間徒歩移動する必要があるなど、学校行事の行先としては多くの問題がある。

よって、京都府及び、京都府教育委員会におかれては、大阪・関西万博に子どもを動員する事業は中止するよう求める。

以上、決議する。

令和6年6月28日

京 都 府 議 会

2024年6月定例会を終えて

2024年7月5日

日本共産党京都府会議員団
団 長 島 田 け い 子

6月10日に開会した定例府議会が6月28日に閉会した。

今議会は、日本共産党のしんぶん赤旗日曜版のスクープに端を発した、自民党の政治資金パーティによる組織的裏金づくりが大問題となり、物価高、資材高騰、実質賃金引下げなど、30年にわたる自民党政治の行き詰まりと、転換の必要性が国民の共通認識となる中開かれた。

わが党議員団は、5月27日に発表した「西脇府政2期目の折り返し点にあたって」を踏まえ、「国の実施機関」となってしまった西脇府政の実態を告発し、転換の必要性を国の政治と結んで明らかにするとともに、切実な暮らしの願いをかかげ、府民の皆さんの運動と連帯し、攻勢的に論戦した。

1、昨年12月に沖縄県内で16歳未満の少女を誘拐し、自宅に連れ込み、同意なくわいせつな行為をしたとして、那覇地検がわいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で在沖縄米空軍兵長を起訴していたことが、6月25日に報道により明らかとなった。

わが党議員団は、閉会本会議討論で「事件発生から6カ月物間、日米両政府が共謀して事件の隠蔽を図った疑念は拭えない」とし、「少女の人権と尊厳をふみにじる卑劣な蛮行に満身の怒りを込めて抗議」した。

その後、沖縄米兵らによる性犯罪が23年以降未発表が5件となることが明らかとなり、日本政府の姿勢が厳しく問われている。

2、本議会に提案された議案11件のうち、第2号議案「文化が生きる京都の推進に関する条例制定の件」、第4号議案「京都府府税条例等一部改正の件」に反対した。

第2号議案「文化が生きる京都の推進に関する条例制定の件」は、2018年策定の「京都府文化力による未来づくり条例」を廃止し、新たに制定するものである。しかし、その内容には大きな問題をはらんでいる。反対の理由の第一は、国会において全会一致で「表現の自由」が盛り込まれた「文化芸術振興基本法」を踏まえ、制定するものであるにもかかわらず、その重要な理念が明記されていないためである。

第二は、条例前文に「企業活動を含めて、府民の多様な文化的経済的諸活動に京都の文化を生かしていく」とされ、審議会で委員から「儲かる分野の芸術のみが『推し』とされた30年間の日本の文化政策は失敗であり、文化政策の根本的転換が必要」と指摘されたとおり、文化を経済的利益追求の道具として利用しようとしているためである。そのうえ、今回廃止する「京都府文化力による未来づくり条例」には盛り込まれていた、施策体系を入れ

ず、理念条例としたことで、今後の基本方針や計画、施策について白紙委任をすることになるためである。

第三に、基本的施策や条例には対象とするものや、審議会概要に会議資料も示されていない等、文化芸術を創造し、享受する立場の幅広い府民の意見が反映されていないためである。

第四に、芸術家団体への補助の縮小や廃止、子ども文化会館の突然の廃止、府立文化芸術施設し整備事業費の削減など、廃止される「京都府文化力による未来づくり条例」及び、「基本計画」の総括が十分されていないためである。

第4号議案、「京都府府税条例等一部改正の件」は、地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税の適用対象について、一定の基準を追加し、資本金1億円以下の中小企業の「資本金の減資」を「税逃れ対策」とレッテルを張り、対象に含めようとするものである。そもそも外形標準課税は、資本金や従業員給与などにまで課税するもので税の応能負担原則とは相入れず、しかも京都の実態について「把握できていない」と答弁し、実態も踏まえないまま課税対象の拡大を進めることは問題である。

なお、賛成した1号議案「令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）」について、まず、財政調整基金を取り崩し財源としたが、今回、充当する一般財源部分のほとんどが、大阪・関西万博関連経費となっており、「府民サービスの向上」とはかけ離れたものとなっていること、また、「大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費」として2,000万円と債務負担行為6,000万円の計8,000万円について、関西パビリオン多目的エリアでわずか2週間のイベントのためのもので、野放図に税金投入することは認められないこと、さらに「けいはんな次世代技術基盤整備事業費」は、「けいはんな万博」や万博終了後におけるロボットの遠隔操作・自動運転等の持続可能な環境整備の構築に向けて、精華大通りで通信環境や安全性を向上させる設備を整備するもので、万博の機運醸成のための事業であり、今必要な事業ではないことを指摘し、代表質問、一般質問、常任委員会でも、「大阪・関西万博」は中止しかないと厳しく求めた。

3、本議会には、人事に関する6議案が追加提案された。

古川副知事の再任には保留し、鈴木副知事の退任に伴う武田副知事の任命同意には反対した。副知事の人事にあたってわが党議員団は、西脇府政のもとで任命されることから、その政治的立場には賛成できないが、内部登用であるため、よほど人物的に問題がない以上反対せず保留としてきた。一方、この間京都府は「特定課題担当副知事」として三人目を中央省庁から招へいしてきたが、三人も副知事は必要なく、しかも特定課題を推進するための天下り人事には反対である。

4、党議員団は、裏金問題や戦争する国づくりなど国政の重要な問題について、祝園弾薬庫の増強の動きと反対運動の広がりを紹介しつつ論戦するとともに、府民の暮らしの実態等を取り上げ、中小企業支援と賃上げ、中学校給食の無償化や大学学費負担の軽減策など追及した。

こうした中、代表質問で「子育て環境日本一推進戦略」の重点戦略に子育ての経済的負担の軽減が示されていないことを告発し、京都で取り組まれている「学費ゼロプロジェクト」でつかんだ学生の実態と要求を示し、府立大学や府立医大の学費軽減や、府独自の給付制奨学金の創設を、京都でこそ実現すべき等と求めた。知事は「大学生が経済的理由で進級をあきらめることがないよう、先日の国への政策提案においても、改めて所得制限の緩和など支援制度の拡充を盛り込んだ」と述べたが、京都府として実施する姿勢は示さなかった。また、全国的に重大な問題となっている「PFAS」について、京都府における立ち入り調査を自衛隊基地も含め行うよう厳しく求めたが、理事者は「現在のところ、立ち入り調査を行う予定はございません」と背を向けた。

さらに、京都府教育委員会が教員免許を持たない者に臨時免許、特別免許を交付し、小学校で担任も含め任用していた事が明らかとなり、「教員の抜本的増員と処遇改善こそ必要」で、臨時免許・特別免許の交付を「主な対策とすべきでない」と求めた。教育長は「人材の確保を図るとともに、様々な経験を有する方を任用することにより、教育の多様化への対応や学校の活性化を図るもの」とし、現状を追認する姿勢を示した。

5、北陸新幹線敦賀-大阪間の延伸計画は、世論と運動と結んだ論戦により、行き詰まりがいつそう明らかとなっているにも関わらず、立ち止まることなく進める姿勢が浮き彫りとなった。

この問題をめぐっては、リニア中央新幹線の掘削工事で岐阜県瑞浪市の井戸やため池の水が枯渇し14箇所も被害を受けていることも示し、延伸計画中止の決断を迫った。こうした中、政策環境建設常任委員会で四方府議（自民）が「(京都府は財政負担について『受益にもとづく負担』と言ってきたが)、京都府に受益などない。誰も新幹線なんて望んでいない」と質問するなど、西田昌司参議院議員が新聞紙上で訴えた「地上ルート」や米原ルートも含め、延伸そのものを止めるしかない状況に追い込まれている。

それでも知事は「日本海国土軸の一部を形成致しますとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都府域はもとより関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識をしております」と毎議会同様の答弁を繰り返し、推進の姿勢を示した。

6、向日町競輪場余剰地でのアリーナ建設について、代表質問で「向日市での京都アリーナ（仮称）は一度立ち止まり、住民合意のまちづくりを」と質したが、知事は「スポーツのほかに文化イベントやコンベンションなどの多用途利用に対応するため、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に引き出し、利用者満足度の向上や府民負担の軽減につなげていくことが重要」として、6月7・9日に403人が参加して行われた、アリーナ建設に関する府民説明会で「今回の説明会の前に、もう5月には事業者の公募が始まっている。京都府や向日市の考え方に疑念を持っている」「北山エリアの検討状況と比べても市民の意見が軽んじられている」等、さまざまに噴出した意見に対して、まともに向き合わない姿勢を示した。

このため、6月24日に党議員団は向日市議員団と連名で「京都府向日町競輪場における京都アリーナ（仮称）建設計画は見直しを」とする見解を発表し、まちづくりの課題である、府道拡幅整備が計画実施の大前提であり、「アリーナ建設ありき」の姿勢を改めるよう求めた。

7、6月27日、維新・国民議員団所属の上倉府議（維新）が、政治資金収支報告書の修正届が提出されたことが報道された。

この問題は、3月19日の理事調整会議で、上倉府議が謝罪されたとおり、自身の個人事務所に政務活動費を100%充当していたにも関わらず、政治活動や選挙活動を行っていたことを認め、修正申告を予定していたものである。しかし、なぜここまで修正に時間がかかったのか、なぜ3月の謝罪時には説明がなかった駐車場や水光熱費が含まれたのか、なぜ4年間もの修正なのか、なぜ案分率が一律90%なのか等について、府民にも議会にも何ひとつ説明がないが、府民の税金の扱いについて、本人および会派が説明責任を果たすべきである。これらについて、党議員団は理事会で厳しく指摘し、他会派からも「ご本人が府民に説明すべき」など厳しい意見が相次いだ。しかし、維新・国民議員団の酒井代表幹事は「まだ精査がすべて終わっていないため、折を見て説明したい」とどめた。党議員団は、今後も厳しく説明を求めるものである。

8、本議会には、京都医労連から「ケア労働者の持続的な賃上げと人員確保の保障を国に求める意見書提出に関する請願」、新日本婦人の会京都府本部から「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることに関する請願」及び「馬場橋の人道橋設置に関する請願」が提出された。しかし、わが党以外の会派がすべて反対し否決した。

また、請願も踏まえ、党議員団は「国の権限を強化し、地方自治を踏みじみる改正地方自治法の撤回を求める意見書」案、「企業・団体献金の全面禁止、裏金事件の全容解明を求める意見書」案、「核兵器禁止条約への参加と敵基地攻撃能力保有の中止を求める意見書」案をはじめ、意見書案9件および決議案1件を提案したが、請願と同様に、わが党議員団以外の会派がすべて反対し否決した。党議員団は、自民・府民クラブ・公明3会派提案の「外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書」案及び「『こども誰でも通園制度』の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書」案の2件に反対した。

先の国会で、「戦争する国づくり」の体制を整えるいくつもの法整備が、翼賛的に強行される等、自民党政治の行き詰まりを、反動的に打開する動きが強まっている。一方7月7日投開票の東京都知事選挙や中京区補欠選挙で、市民との共同の力で政治を動かす流れも広がっている。わが党議員団は、次の京都府知事選挙を展望しつつ、暮らしの願いに寄り添う草の根の党として奮闘するとともに、来るべき総選挙、来年の参議院選挙で勝利するため、全力をあげるものである。

以上